

## 307 中央大学法学会討論會

〔法学新報〕第22卷6(254)号 明治45年6月1日

○中央大学法学会討論會 中央大学法学会に於ては去四月二十七日午後一時より大場講師の提出に係る「何等特定の目的(營利、猥褻、結婚又は帝国外移送等の目的)を有せずして未成年者を略取したる者より之(未成年者)を帝国外に移送する目的を以て収受したる者の処分如何」の問題に付き討論會を開催したり脇田安平君は消極説を採り略取誘拐罪の各条文に付き逐次説明して本問行為者の行為か何れの条文にも当らず故に之を無罪とするの外なしとして降壇す福田市太郎君は第二百二十六条

の第二項後段の未遂犯にて結局第二百二十六条第二項の後段及び第二百二十八条を適用すべきものなりと論じて未遂犯を構成する理由を詳論し柳田宗一郎君は福田君と同しく第二百二十六条の未遂犯なりとして此行為の未遂なる理由を既逐と區別して福田氏の説を更に敷衍し常田力君は消極論を主張して曰はく刑法第三十三章の略取誘拐罪中何等特定の目的なく略取したる被害者を更に帝国外へ移送する目的を以て収受したる者を罰する条文は一として之あることなし立法論として之を罰するの規定を置くは極めて必要なりと雖も是れ立法論なり現行法の解釈としては之を罰するの規定なし是れ明に刑法の欠点なり法既に之か規定を欠く又何に依りてか之を罰せん然るに或は情状被害法益等より推論して之を枉けて有罪に断定するは罪刑法定主義を採りたる我刑法の趣旨に反す或は之を第二百二十六条第二項後段の未遂を以て問擬せんとする論者あり然れとも単に帝国外へ移送するの目的あるのみを以て直に之を未遂なりと謂ふは大早計なりと痛論して降り後藤伝兵衛君は略取罪は継続犯なるや即時犯なるやに付き議論あり此見解如何に依て本問行為者の処分も自ら異なる余は継続犯なりと確信す故に第二百二十六条第一項に該当する罪なりと断定す略取罪に於ける被害者の収受とは即ち主たる犯罪者に代繼して被害者をして自己の实力的支配内に移す行為なり自己の实力的支配内に移すは即ち被害者の自由を不当に侵害するの行為なり被害者の自由を不当に侵害して而も其目的帝国外へ移送するの目的なりとせば是れ明に刑法第二百二十六条第一項の罪なり本罪の収受は他の赃物の場合の収受と

全く其觀念を異にす故に刑法第二百二十七条第二項の如きは收受者を罰するか爲めに必要な条文にあらず又第二百二十六条の第二項を以て論せんとするは誤謬なり同条は行為者自身か之を爲す場合には本項に該当せずと論し青木雷三郎君は本問の行為者は刑法第二百二十六条第二項後段の未遂犯なりと前提して(1)略取罪は継続犯にあらず之を継続犯なりとするは本問の出題者大場講師に依りて近く唱道せられたる説なりと誰も我國に於ける多数の学者は皆之を即時犯なりとせり余も亦之を即時犯なりと解するものなりとて継続犯の非なる理由を論駁し(2)收受は帝国外へ移送する罪の著手なり未遂は犯罪の実行行為に著手して其結果を完成せざる状態を云ふものにて即ち客觀的に或犯罪行為の実行に著手したりと認定し得べきときなりとし更に進て著手と予備との區別に付き詳論し本問行為者の收受は被害者を帝国外へ移送する行為の予備にあらずして著手なりと説き結局第二百二十六条第二項後段と第二百二十八条とに依り処断すべき犯罪なりと結論して下る松隈昌隆君は拐取罪は他の監禁罪と同じく継続犯たるや疑なし又仮に継続犯にあらずとするも收受は其實質に於て略取と更に異なるの点なく両者は其實質に於て全く同一なり既に其實質に於て區別なしとせば刑法第二百二十六条第一項に該当するや疑を容れずとして收受の内容及び略取の内容を詳論し第二百二十六条第一項に該当する所以を明快に痛論し釣谷安二君は前弁士各自の説を悉く反駁して結局積極の断定を爲し未遂犯なりと結んで降り村川繁太郎君は同じく積極説を採り理論上の解釈及び法律上の解釈に分ちて詳論を試み第二

百二十六条第一項に該当するの罪なりと結論し中務平吉君は消極説を以て立ち前弁士の諸説を一一反駁して或は第二百二十四条或は第二百二十六条第一項又は第二百二十七条等に亘り反駁を加へ終りに本問の行為か第二百二十六条第二項後段の予備行為なり或は之を未遂なりと論する者あれとも收受は主觀的に之を観察すれば或は帝国外へ移送する行為の著手なりと云ふを得へしと雖も客觀的に之を見れば帝国外へ移送する目的にて收受せしものなるや將営利猥褻を目的とする行為の著手なるや又は結婚を爲すを目的とする行為の著手なるや判明ならず已に之を客觀的に著手なりと認むるを得すとせば是れ未遂にあらずるや明なり故に曰はく第二百二十六条第二項後段の予備行為なりと断せざるを得すと然れとも略取誘拐に於ける予備は之を罰せざるか故に無罪なりと結論せり最後に審判者法学士菱谷精吾氏は各弁士の説を一一論評したる後第二百二十六条第二項後段の未遂犯なりとする説を採られ継続犯にあらずる理由及び本罪の收受は贓物の收受と異なることなく同一の性質なることを説明し又收受を以て第二百二十六条第二項後段の未遂に該当するものにて予備にあらずる理由を具体的に説明せられるか受賞者判定の結果法科二年級の青木雷三郎氏は一等賞に、同三年級の中務平吉氏は二等賞に、同柳田宗一郎氏は三等賞に当れり(委員報)